

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)

[トップページ](#) > [委員会からのお知らせ](#) > [開催実績](#) > 第230回食品安全委員会議事概要

委員会からのお知らせ

第230回 食品安全委員会議事概要

日時:平成20年3月13日(木) 14:00~15:05

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:15名

議事概要:

(1)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 11品目

1)アシフルオルフェン 2)アミノエトキシビニルグリシン
3)クロルエトキシホス 4)酸化プロピレン 5)トリブホス
6)ヒドラメチルノン 7)フェンチン 8)Sec-ブチルアミン
9)プロディファコウム 10)ペノキサコール

11)ペンダイオカルブ

・厚生労働省から説明。

・1)~11)は農薬専門調査会において審議することとなった。

○動物用医薬品/飼料添加物 1品目

12)オラキンドックス

・厚生労働省から説明。

・「オラキンドックス」については用途が重複しているため、海外での使用状況を考慮して、まず先に、肥料・飼料等専門調査会で審議をし、後に動物用医薬品専門調査会で審議をすることとなった。

○動物用医薬品 8品目

13)エプリノメクチン

14)豚オーエスキー病(gler, tker)生ワクチン(ポーシリス Begonia IDAL・10、ポーシリス Begonia IDAL・50)

15)オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤(ガストロガード)

16)トルトラズリルを有効成分とする牛び豚の強制経口投与剤(牛用バイコックス、豚用バイコックス)

17)マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(ノビリス MG 6/85)

18)マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(「京都微研、ポールセーバーMG」)

19)マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG生ワクチン(NBI))

20)トリレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133)

・13)については厚生労働省から、14)から20)については農林水産省から説明。

・13)~20)は動物医薬品専門調査会において審議することとなった。

<参考>

1)除草剤です。 2)植物成長調整剤です。 3)殺虫剤です。 4)くん蒸剤です。

5)植物成長調整剤です。 6)殺虫剤です。 7)殺菌剤です。 8)殺菌剤です。 9)殺鼠剤です。

10)薬害軽減剤です。 11)殺虫剤です。

1)~11)は日本国内での農薬登録はありません。

12)合成抗菌剤です。 13)寄生虫駆除剤です。

1)~13)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

14)豚オーエスキー病の発症予防を目的とした豚用の生ワクチンです。

15)胃潰瘍治療を目的とした馬用の経口剤です。

16)コクシジウム病の発病防止を目的とした牛及び豚の経口剤です。

17)マイコプラズマ・ガリセプチカム感染による鶏の産卵低下を軽減とした鶏用の生ワクチンです。

18)マイコプラズマ・ガリセプチカム感染による鶏の産卵低下を軽減とした鶏用の生ワクチンです。

19)マイコプラズマ・ガリセプチカム感染による鶏の産卵低下を軽減とした鶏用の生ワクチンです。

20)トリレオウイルス感染症の予防を目的とした鶏用の生ワクチンです。

(2)添加物専門調査会における審議状況について

1)「亜塩素酸水」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1)殺菌料として申請されています。類縁物質として、わが国では亜塩素酸ナトリウムの、米国では酸性化亜塩素酸塩(ナトリウム)水溶液の使用が認められています。

(3)農薬専門調査会における審議状況について

1)「ベンフレセート」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1)除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

(4) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

- 1) 「フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(フォーベツ50注射液)」に関する意見・情報の募集について
- ・事務局から説明
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続きに入ることが了承された。

<参考>

- 1) 牛の細菌性肺炎における解熱及び消炎作用を目的として用いられます。

(5) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

- 1) 添加物「L-グルタミン酸アンモニウム」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「L-グルタミン酸アンモニウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量(ADI)を特定する必要はない。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

- 2) 農薬「ジメトモルフ」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「ジメトモルフの一日摂取許容量(ADI)を0.11mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

- 3) 農薬「ベンゾピシクロン」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「ベンゾピシクロンの一日摂取許容量(ADI)を0.034mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

- 4) 農薬「ベンチアバリカルブイソプロピル」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「ベンチアバリカルブイソプロピルの一日摂取許容量(ADI)を0.069mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

- 5) 農薬「メフェナセット」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「メフェナセットの一日摂取許容量(ADI)を0.007mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

- 6) 動物用医薬品「プロチゾラム」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「プロチゾラムの一日摂取許容量(ADI)を0.013μg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

- 7) 動物用医薬品「プロチゾラムを有効成分とする牛の注射剤(メデランチル)」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「本製剤の主剤であるプロチゾラムの一日摂取許容量(ADI)を0.013μg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

- 1) 食品の風味増強剤、食塩代替品として、欧米諸国等で広く使用が認められています。
- 2) 殺菌剤で、ぶどう、きゅうり等に使用し、みかんへの適用拡大申請がされています。
- 3) 除草剤で、水稲に使用し、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。
- 4) 殺菌剤で、キュウリ等に使用し、なす、キャベツ等に適用拡大申請がされています。
- 5) 除草剤で、水稲に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。
- 6)、7) 牛の諸疾患における食欲不振の改善に対する補助的効果を目的に使われます。6)、7)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

- (6) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成20年2月分)について

- ・平成20年2月中に寄せられた135件について事務局から報告。